

栃木県交響楽団楽団員規則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この栃木県交響楽団楽団員規則は、栃木県交響楽団規約（以下「規約」という）第14条第3項及び第22条に基づき、楽団員に関して必要な事項を定める。

(構成)

第2条 楽団員は、音楽監督、常任指揮者、副指揮者、楽団員及び研究員で構成する。

第2章 楽団員

(定数)

第3条 楽団員の定数を次のとおりとする。

パート名	定数	パート名	定数
ヴァイオリン	40名	ホルン	12名
ヴィオラ	20名	トランペット	8名
チェロ	20名	トロンボーン	8名
コントラバス	12名	チューバ	2名
フルート	8名	パカッション	6名
オボエ	8名	ピアノ・ハープ	4名
クラリネット	8名	その他	4名
ファゴット	8名		
		合計	168名

2 ただし、楽団員の休団の状況等により理事長が必要と認める場合に限り、前項の定数を超すことができる。

(入団手続)

第4条 楽団員として入団を希望する者は、別記様式1の入団申込書を会長に提出しなければならない。

2 前項の申込書が提出された場合、演奏業務委員会は入団を希望する者の演奏技術並びに本楽団の目的及び事業等に対する考え方について審査し、入団の適否について選考しなければならない。

3 演奏業務委員会は、前項の選考の結果を添付して入団申込書を理事会に提出しなければならない。

4 楽団員の入団の承認は、理事会が行う。

5 楽団員の任命は、会長が行う。

(権利)

第5条 楽団員には、次の権利がある。

(1) 演奏活動へ参加する権利

(2) 楽団員総会への参加及び楽団員総会において発言する権利

(3) 楽団員内役員への立候補及び楽団員ない役員を選出する権利

(4) 罰則処分に対する弁明、弁護をする権利

(義務)

第6条 楽団員には、次の義務がある。

(1) 規約及び規則並びに楽団員総会及び演奏業務委員会における議決を遵守する義務

(2) 本楽団の事業計画に基づく練習及び演奏会に出演する義務

(3) 楽団員費を納入する義務

(4) その他演奏活動に必要な運営事務に参加する義務

(練習)

第7条 練習日時は、原則として毎週木曜日の午後6時から9時15分までとする。

2 演奏業務委員会は、前項の練習日時を変更又は追加することができる。この場合、2ヶ月以前に楽団員に提示しなければならない。

(欠席)

第8条 前条の練習に欠席する楽団員は、別記様式2の欠席届けをパート委員に提出しなければならない。ただし、練習計画の都合により、練習に参加の必要のない場合は、欠席の届出を必要としない。

2 パート委員は前項の届出があった場合、パート内の出欠状況を記録委員まで報告しなければならない。

(休団)

第9条 本楽団を休団しようとする楽団員は、別記様式3の休団届出書を会長に提出し休団することができる。

2 休団期間は、2年以内とするが、正当な継続事由がある場合は、継続して休団することができる。

- 3 休団事由の消滅にもかかわらず休団期間満了の日以降において演奏活動に参加しない場合は、無断欠席とみなす。

(退団)

第10条 本楽団を退団しようとする楽団員は、別記様式4の退団届出書を会長に提出し退団することができる。

2 楽団員が次の各号の一つに該当する場合、会長は、演奏業務委員会の申し出により、理事会の承認を得て、その者を退団させることができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えられないと認められる場合
- (2) 本楽団の信用を大きく傷つける行為があった場合
- (3) 長期にわたる無届け練習不参加等、重大な義務違反があった場合

3 前項の退団について演奏業務委員会が申し出をする場合、演奏業務委員会の3分の2以上の議決を必要とする。

4 前項の演奏業務委員会においては、その楽団員に対し自ら弁明する機会をあたえなければならない。

5 第2項第2号及び第3号により退団した者の再入団は、これを認めない。

(依頼出演等)

第11条 楽団員は、本楽団の運営に支障のない範囲において、本楽団の企画以外の演奏会を企画し、又は、他団体からの依頼により出演することができる。

2 前項の演奏会を企画する場合若しくは依頼出演する場合で、栃木県交響楽団又は栃木県交響楽団有志の名称を使用する場合、別記様式5の依頼出演等申請書により理事長に提出しなければならない。

3 前項の依頼出演等申請書が提出された場合、演奏業務委員会は目的及び内容を審査し結果を添付して理事長に提出しなければならない。

4 依頼出演等の承認は、理事長が行う。

第3章 研究員

(研究員)

第12条 楽団員組織の充実を図るため、将来楽団員としての活躍が期待できる者について、各パートごとに若干名の研究員を置くことができる。

2 入団手続きについては、第4条第1項に準じる。

3 演奏業務委員会は、前項の申請があった場合、入団の適否について選考し、入団が適当と認められる者について、理事長の承認を得て、研究員として任命できる。

4 研究員の演奏活動への参加については、パート委員が調整委員と連絡をとりながら調整をしなければならない。

5 研究員の服務については、第7条及び第8条を準用する。

第4章 委員

(委員)

第13条 本楽団員内に次の委員を置くことができる。

- (1) 音楽監督 1名
- (2) 常任指揮者 1名
- (3) 副指揮者 若干名

2 本楽団員内に次の委員を置かねばならない。

- (1) コンサ-トマスター 若干名
- (2) インスペクタ 若干名
- (3) パ-ト委員 若干名
- (4) 業務委員 若干名

(委員の職務)

第14条 前条第1項に規定する委員の職務は、次のとおりとする。

- (1) 音楽監督は、本楽団の演奏活動を総括する。
- (2) 常任指揮者は、本楽団の演奏を総括する。
- (3) 副指揮者は常任指揮者を補佐し、常任指揮者に事故あるときはその職務を代理する。

2 前条第2項に規定する委員の職務は、次のとおりとする。

- (1) コンサ-トマスターは、演奏面において楽団員及び研究員を統轄する。
- (2) インスペクタは、楽団員内事務を統轄する。
- (3) パ-ト委員は、コンサ-トマスター統轄のもと、パ-ト内の楽団員及び研究員を統轄する。

(4) 業務委員に次の委員を置き、インスペクタ統轄のもと、各々の事務を管掌する。

調整委員 …… 楽団員の演奏活動への参加等の調整事務を管掌する。

楽譜委員 …… 本楽団の演奏に係る楽譜を管掌する。

楽器委員 …… 本楽団が所有する楽器の修理及び貸出し等の事務を管掌する。

記録委員 …… 楽団員内の会議及び楽団員の演奏活動への参加記録等の事務を管掌する。

会計委員 …… 本楽団の演奏に係るチケットの楽団員への配付、回収及びその他

楽団員内の会計事務を管掌する。
企画委員 …… 演奏活動及び演奏曲目等の企画立案を行い、又、ポスタ -、プログラム作成等を事務を管掌する。

(委員の選出)

第15条 演奏業務委員会が第13条第1項の委員を選定する場合、理事会の承認を得なければならない。

2 第1項の任命は、会長が行う。

3 第13条第2項の委員は次の方法により選出し、理事長の承認をえなければならない。

(1) コンサ - トマスタ -、インスペクタ - 及び業務委員は、総会において楽団員より互選しなければならない。

(2) パ - ト委員は各パ - ト内の楽団員により互選し、総会の承認を得なければならない。

(委員の任期)

第16条 第13条第2項の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 補欠又は増員により選任された委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

3 第1項の委員は、その任期満了後でも後任者の就任までは、なおその職務を行う。

第5章 会議

(会議)

第17条 楽団員内に次の会議を置く。

(1) 総会

(2) 演奏業務委員会

(総会)

第18条 総会は、楽団員内の最高議決機関であって、楽団員をもって構成し、その過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

2 総会は、定期総会及び臨時総会とし、インスペクタ - が招集する。

3 定期総会は、原則として毎年6月に開催する。

4 臨時総会は、次の各号に該当する場合に開催する。

(1) 演奏業務委員会が必要と認めた場合

(2) 10名以上の楽団員から、会議の目的である事由を示して請求された場合

5 総会は、出席者の過半数の議決をもって決する。

(総会附議事項)

第19条 総会に附議すべき事項は、次のとおりとする。

(1) 楽団員規則の決定又は変更について

(2) 音楽監督、常任指揮者及び副指揮者の選定及び辞任について

(3) コンサ - トマスタ -、インスペクタ -、業務委員の選出又は解任について

(4) パ - ト委員の承認又は解任について

(5) 基本的演奏活動方針又は楽団員全般に係る事項について

(6) 楽団員費の額及び徴収方法について

(演奏業務委員会)

第20条 本楽団内に第13条の委員をもって構成する演奏業務委員会を置く。

2 演奏業務委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 演奏業務委員会は、コンサ - トマスタ - 又はインスペクタ - が必要と認めた場合、インスペクタ - が招集する。

4 演奏業務委員会は、必要により楽団員以外から意見を聞くことができる。

(演奏業務委員会附議事項)

第21条 演奏業務委員会に附議すべき事項は、次のとおりとする。

(1) 客員指揮者、ソリスト、その他必要とする者の招へいについて

(2) 入団申込者の適否の選考又は第10条第2項の規定に基づく退団について

(3) 楽団員の休団又は退団について

(4) 研究員の選考及び任命について

(5) 演奏会の開催計画について

(6) 楽団員費及び演奏会に係るチケットの販売等について

(7) 演奏曲目の選定、練習計画及び練習方法について

(8) 第11条第3項の規定に基づく依頼出演等の審査について

(9) その他演奏活動に必要な事項につて

(理事会の承認)

第22条 前条第1号から第3号まで及び第6号の附議事項は、理事会の承認を得なければ、その効力を発しない。

(理事長の承認)

第23条 第19条の第1号から第3号まで並びに第21条の5号及び9号の附議事項は、理事長の承認を得なければ、その効力を発しない。

附 則

この規則は、昭和59年5月1日から施行する。